

平成 22 年 3 月 29 日

ディスポーザ排水処理システム ご担当者 様

ディスポーザ排水処理システム適合評価に係わる手順の変更について（通知）

（財）茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター
理 事 星 宏

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、ディスポーザ排水処理システム適合評価の簡略化と迅速化を図るため、当適合評価機関における適合評価の手順を下記のとおり、変更することと致しました。ディスポーザ排水処理システム適合評価に係わるご担当者の皆様におかれましては、現在の適合評価の手順とは若干異なるため、当面の間、ご不便をおかけしますが、何卒、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

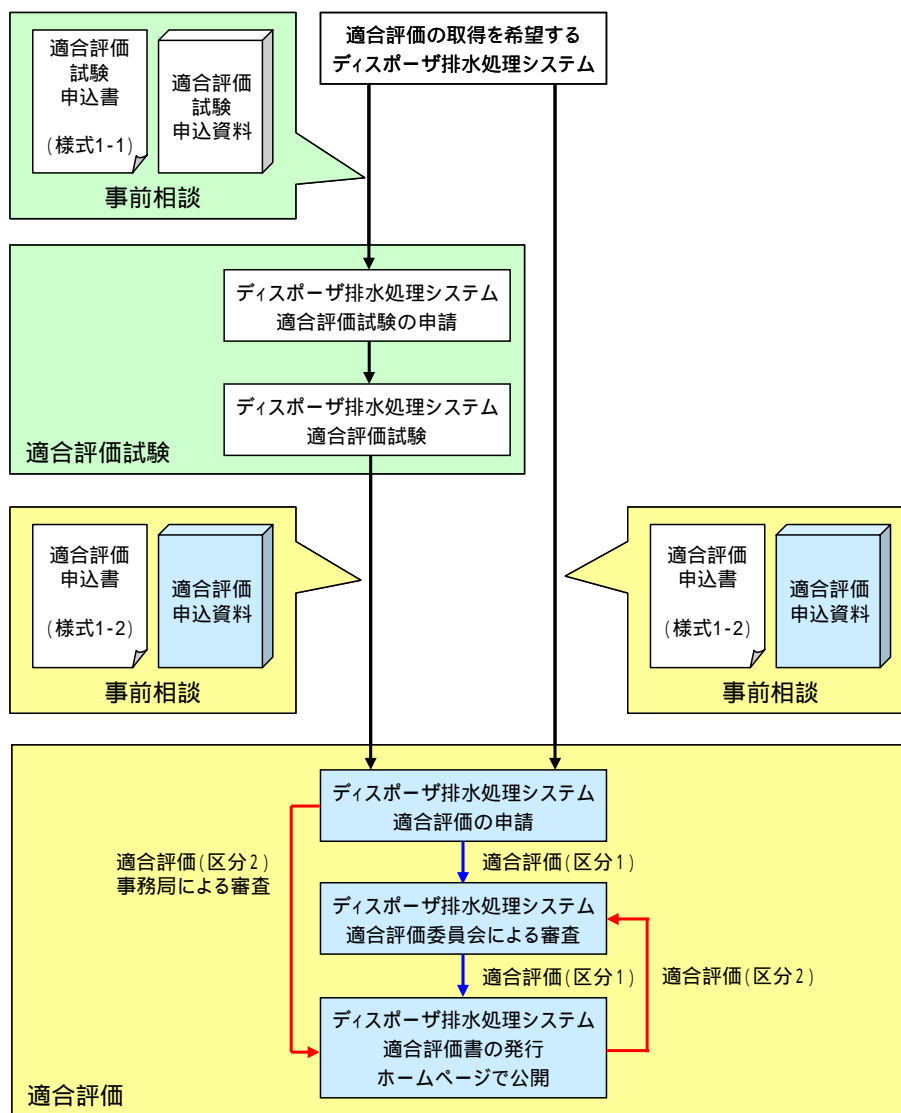
1 . ディスポーザ排水処理システム適合評価における主な手順の変更点

ディスポーザ排水処理システム適合評価における主な手順の変更点は次のとおりです。

- (1) ディスポーザ排水処理システム適合評価試験と適合評価の手順の分離
- (2) 既適合評価済みディスポーザの追加、OEM 等、軽微な変更に伴う適合評価区分の明確化
- (3) 適合評価試験成績書および適合評価書発行の迅速化のための適合評価試験および適合評価費用前納のお願い

2. ディスポーザ排水処理システム適合評価試験と適合評価の分離について

現在まで、ディスポーザ排水処理システム適合評価試験を伴う適合評価取得の際には、ディスポーザ排水処理システム適合評価試験申請時に、適合評価に係わる全ての資料提出をお願いしておりましたが、適合評価試験開始の簡略化と迅速化のため、適合評価試験と適合評価を分離し、実施することとしました。変更後の適合評価に関する主な手順は図1に示すとおりです。



- ・ 適合評価(区分1): 適合評価試験を伴う適合評価および新型ディスポーザの追加等
- ・ 適合評価(区分2): 適合評価済みディスポーザの追加、OEM等

図1 適合評価の手順

次に具体的な適合評価の手順について説明致します。

2.1 ディスポーザ排水処理システム適合評価試験に関する手順

適合評価試験申請前（事前相談時）に「適合評価試験申込書（様式 1-2）」および「適合評価試験申込資料（案）」（各 1 部）の提出をお願い致します。提出頂きました資料を元に当適合評価機関と申請者との間で事前相談をさせて頂き、当適合評価機関における適合評価試験の範囲内であるかの確認、適合評価試験申込資料の確認、適合評価試験槽搬入日の確認および適合評価試験費用の見積書を作成します。事前相談の後、事前相談内容を反映させた「適合評価試験申込資料」（1 部）のご提出をお願い致します。当適合評価機関では、事前相談内容を反映させた「適合評価試験申込資料」を確認した後、「適合評価試験申込承諾書」を発行させて頂きます。また、この「適合評価試験申込承諾書」を発行した後、適合評価試験を開始させて頂きます。

適合評価試験終了時には、その可否に係わらず、当適合評価機関から、「適合評価試験成績書」を提出させて頂きます。当適合評価機関から発行した「適合評価試験成績書」を元に、適合評価試験に合格の場合、申請者の方で適合評価申請の判断をして頂きます。

ディスポーザ排水処理システム適合評価試験時提出資料

ディスポーザ排水処理システム適合評価試験 申込書（様式 1-2）

ディスポーザ排水処理システム適合評価試験申込資料（性能基準（案）別紙 2,3 参照）

- ・ ディスポーザ排水処理システム申込概要書
- ・ 構造・機能説明書
- ・ 設計基準
- ・ 適合評価試験槽構造図
- ・ 維持管理要領書（維持管理方法、維持管理頻度、汚泥引抜頻度等）
- ・ 馴養期間および移行期間の終了条件

適合評価試験に係わる手順の概略は図 2 に示すとおりです。

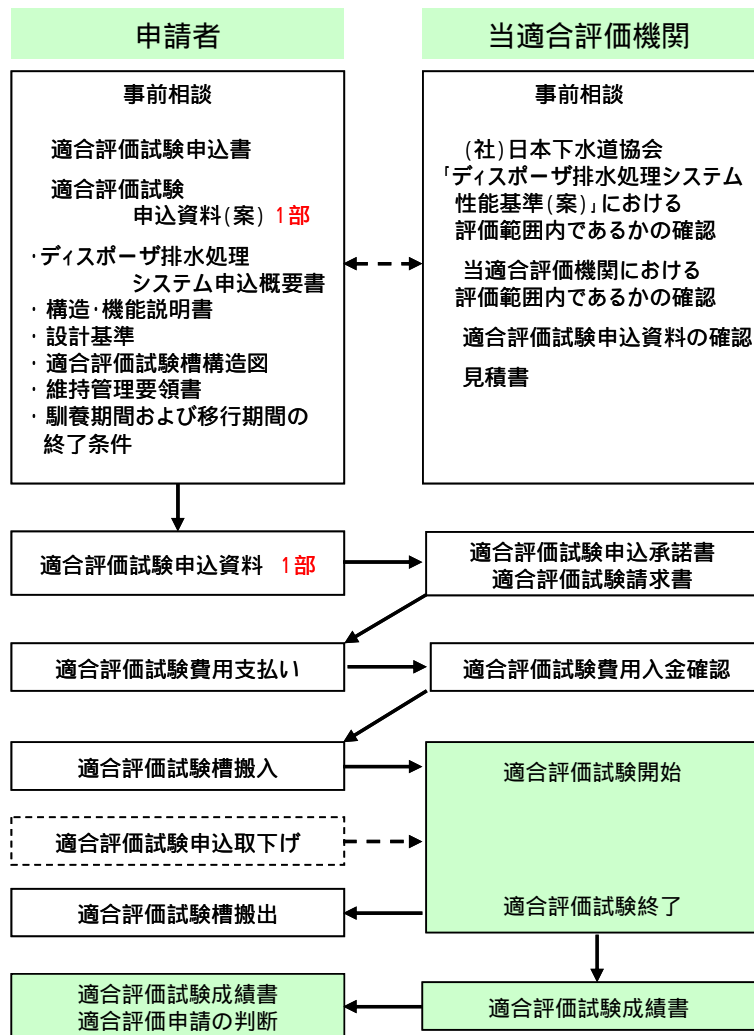


図2 適合評価試験の手順

2.2 ディスポーザ排水処理システム適合評価（適合評価（区分1）：審議案件）に係わる手順

適合評価を申請する場合には、適合評価申請前（事前相談時）に「適合評価申込書（様式1-1）」、「適合評価申込資料（案）」および「適合評価申込資料ダイジェスト版（案）」（各1部）の提出をお願い致します。提出頂きました資料を元に当適合評価機関と申請者との間で事前相談をさせて頂き、適合評価申込資料の確認をさせて頂きます。事前相談の後、当適合評価機関から、「適合評価申込承諾書」および「請求書」を発行させて頂きます。申請者は、事前相談の後、事前相談内容を反映させた「適合評価申込資料」（1部）、「適合評価申込資料ダイジェスト版」（15部）の提出をお願い致します。当適合評価機関では、事前相談内容を反映させた「適合評価申込資料」および「適合評価申込資料ダイジェスト版」を確認の後、適合評価委員会に図り、適合評価の審査を致します。

適合評価試験を伴わない適合評価（排水処理部からの流出水負荷に影響を与えないことが明らかな軽微な変更）につきましては、本適合評価（区分1）に該当します。新型ディスポーザの追加等につきましては、新型ディスポーザの性能、特徴等、技術資料の追加により、排水処理部からの流出水負荷に影響を与えないことに対する説明資料が必要となります。

適合評価委員会におきましては、「適合評価申込資料」および「適合評価申込資料ダイジェスト版」を元に、性能基準（案）との適合性について審査致します。この適合評価委員会において、申込内容に対して「指摘事項」があった場合には、当適合評価機関より、申請者に対し、「指摘事項」を送付致しますので、「指摘事項と対策」としてまとめ、当適合評価機関に返送をお願い致します。また、適合と判断されたシステムに関しては、適合評価委員会終了後、申請者に対し、適合の旨を連絡致しますので、「適合評価資料最終版」（2部）をご送付下さい。この「適合評価資料最終版」は、「指摘事項と対策」が無い場合には、先に提出された「適合評価申込資料」と同一の資料となりますが、改めて提出をお願い致します。「指摘事項」があった場合には、「指摘事項と対策」を反映させた「適合評価資料最終版」（2部）の提出をお願い致します。当適合評価機関では、全ての資料を確認した後、申請者に対し、「適合評価書」を発行するとともに、「適合評価資料最終版」を1部返却させて頂きます。

ディスポーザ排水処理システム適合評価時提出資料

ディスポーザ排水処理システム適合評価 申込書（様式1-1）

ディスポーザ排水処理システム適合評価申込資料（性能基準（案）別紙2,3参照）

- ・ディスポーザ排水処理システム申込概要書
- ・構造・機能説明書
- ・設計基準
- ・構造図

- ・部分詳細図
- ・維持管理計画書（維持管理方法、維持管理頻度、汚泥引抜頻度等）
- ・施工要領書
- ・技術資料（適合評価試験成績書、ディスポーザの性能等）

適合評価申込資料ダイジェスト版

上記、ディスポーザ排水処理システム適合評価申込資料を中心に内容を分かり易く説明した資料（A3横書き）

（今後、紙ファイルによる提出は不要ですが、ダイジェスト版の最初に表紙を作成し、メーカー名、型式、適合評価申請内容を明記して下さい）

適合評価（区分1）に係わる手順の概略は図3に示すとおりです。

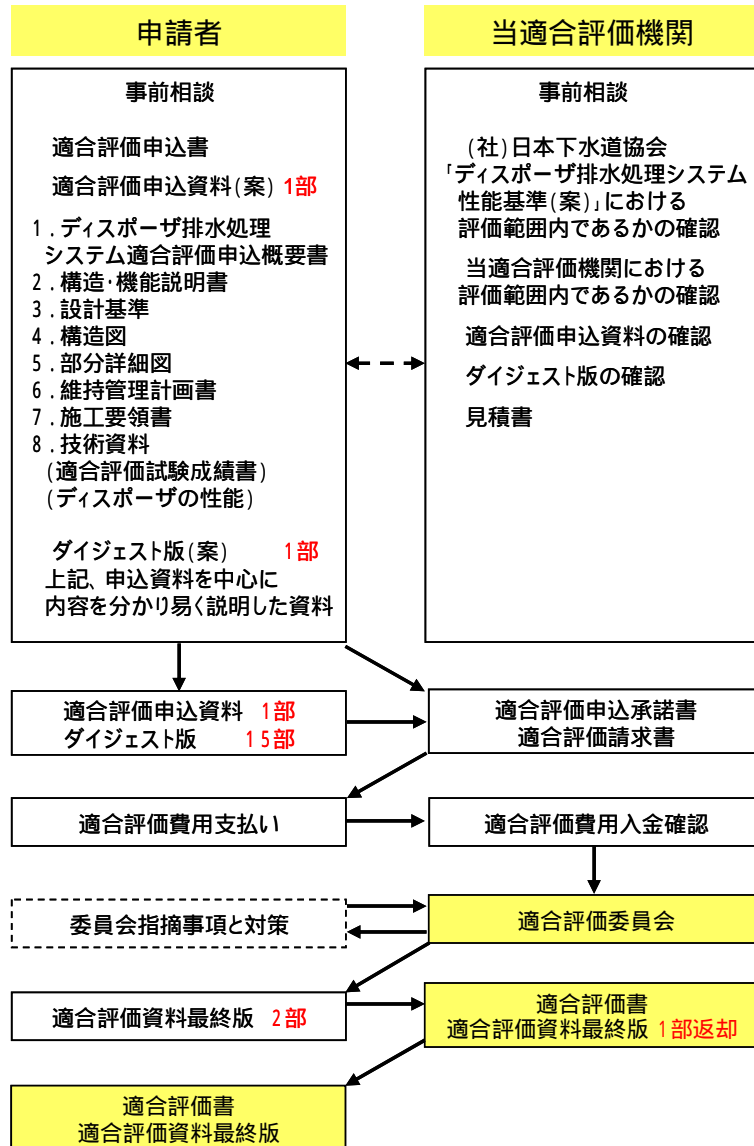


図3 適合評価（区分1）の手順

2.3 ディスポーザ排水処理システム適合評価（適合評価（区分2）：報告案件）に係わる手順

適合評価試験を伴わない適合評価（上記 2.2 と同様）であり、かつ、既に別件で適合と評価されたディスポーザの追加やシステムの OEM 等につきましては、本適合評価（区分2）に該当します。また、既に別件で適合と評価されたディスポーザの追加に関しては、上記、2.2 と同様、追加されるディスポーザの性能、特徴等、技術資料の添付により、排水処理部からの流出水負荷に影響を与えないことに対する説明資料が必要となります。

この適合評価（区分2）で適合評価を申請する場合には、適合評価申請前（事前相談時）に「適合評価申込書（様式 1-1）」、「適合評価申込資料（案）」および「適合評価申込資料ダイジェスト版（案）」（各 1 部）の提出をお願い致します。提出頂きました資料を元に当適合評価機関と申請者との間で事前相談をさせて頂き、適合評価申込資料の確認をさせて頂きます。事前相談の後、当適合評価機関から、「適合評価申込承諾書」および「請求書」を発行させて頂きます。申請者は、事前相談の後、事前相談内容を反映させた「適合評価申込資料」（2 部）、「適合評価申込資料ダイジェスト版」（15 部）の提出をお願い致します。当適合評価機関では、事前相談内容を反映させた「適合評価申込資料」および「適合評価申込資料ダイジェスト版」を確認の後、「適合評価書」を発行致します。

また、この適合評価（区分2）におきましても、後日、「適合評価申込資料」および「適合評価申込資料ダイジェスト版」を元に、適合評価委員会に図り、適合評価の審査を致します。この適合評価委員会において、申込内容に対して「指摘事項」があった場合には、当適合評価機関より、申請者に対し、「指摘事項」を送付致しますので、「指摘事項と対策」としてまとめ、当適合評価機関に返送をお願い致します。また、「指摘事項と対策」が無い場合には、適合評価委員会終了後、申請者に対し、適合の旨を連絡し、先に提出のあった「適合評価申込資料」を「適合評価資料最終版」とみなし、1 部を返却させて頂きます。「指摘事項」があった場合には、「指摘事項と対策」を反映させた「適合評価資料最終版」（2 部）の再提出をお願い致します。

ディスポーザ排水処理システム適合評価 申込書（様式 1-1）

ディスポーザ排水処理システム適合評価申込資料（性能基準（案）別紙 2,3 参照）

- ・ディスポーザ排水処理システム申込概要書
- ・構造・機能説明書
- ・設計基準
- ・構造図
- ・部分詳細図
- ・維持管理計画書（維持管理方法、維持管理頻度、汚泥引抜頻度等）
- ・施工要領書
- ・技術資料（適合評価試験成績書、ディスポーザの性能等）

適合評価申込資料ダイジェスト版

上記、ディスポーザ排水処理システム適合評価申込資料を中心に内容を分かり易く説明した資料（A3横書き）

（今後、紙ファイルによる提出は不要ですが、ダイジェスト版の最初に表紙を作成し、メーカー名、型式、適合評価申請内容を明記して下さい）

適合評価（区分2）に係わる手順の概略は図4に示すとおりです。

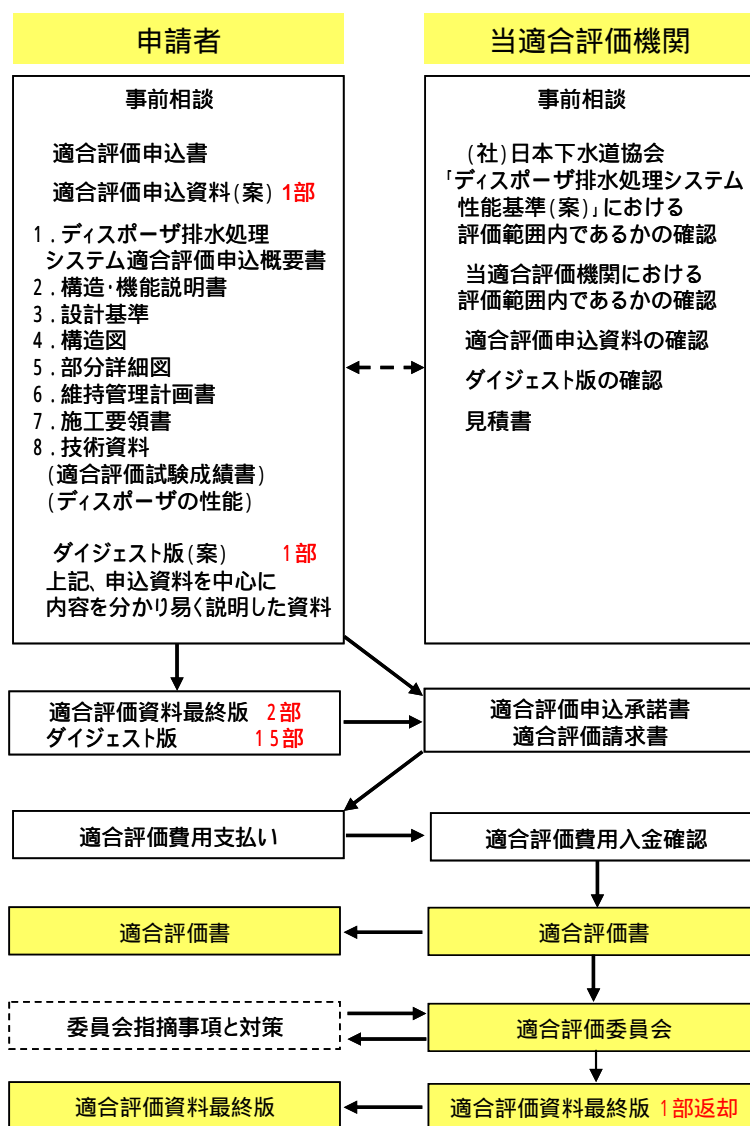


図4 適合評価（区分2）の手順

3. 適合評価試験成績書および適合評価書発行の迅速化のための適合評価試験および適合評価費用前納のお願い

さて、当適合評価機関では、平成 22 年 4 月 1 日より、適合評価試験成績書および適合評価書発行の迅速化を図るため、適合評価試験に係わる費用の前納をお願いしたいと思います。適合評価試験および適合評価に係わる費用の支払い方法は次の通りとします。

3.1 適合評価試験費用に係わる支払い

適合評価試験に係わる当適合評価機関からの請求は、各月と致します。また、第 1 回目の請求は、上述、2.1 による「適合評価試験申込承諾書」発行時（適合評価試験開始前）に致します。当適合評価機関は、入金の確認後、適合評価試験を開始致します。翌月には、2 回目の請求を実施し、入金の確認によって、適合評価試験を継続致します。また、入金の確認がされない場合は、適合評価試験を開始しない場合や中断する場合がありますので、ご了承下さい。また、適合評価試験を何らかの理由により、中断する場合におきましても、適合評価試験費用の返却はできませんのでご了承下さい。

また、上述、2.1 に係わる事前相談時における資料の送付および返却に係わる送料は、申請者の負担と致します。ご了承下さい。

3.2 適合評価費用に係わる支払い

適合評価に係わる当適合評価機関からの請求は、上述、2.2 および 2.3 による「適合評価申込承諾書」発行時に致します。上述、2.2 適合評価（区分 1）の場合は、入金の確認後、適合評価委員会に図ります。また、上述、2.3 適合評価（区分 2）の場合は、入金の確認後、適合評価書を発行致します。

また、上述、2.2 および 2.3 に係わる事前相談時における資料の送付および返却に係わる送料は、申請者の負担と致します。ご了承下さい。

以上

ディスポーザ排水処理システム適合評価試験 申込書 (様式 1-2)

平成 年 月 日

財団法人 茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター
理事長 細谷 勝志 殿

申請者 会社名 印
代表者名 印
所在地
電話

下記の件について、「適合評価試験申込概要書」及び「適合評価試験申込資料」の提出により、適合評価試験を申し込みます。また、適合評価試験に係わる費用および支払い方法は、(財)茨城県薬剤師会公衆衛生検査センターが定める規定に従います。

記

1. 件名および型式名 ディスポーザ排水処理システム 型

試験区分を
選択して下
さい

2. 試験区分 一般住宅用(生物処理タイプ)
一般住宅用(機械処理タイプ)
業務用 (一般業務施設用)
業務用 (特定業務施設用)

3. 連絡先 会社名
所在地
部課名
担当者
電話
E-mail

4. 試験手数料請求書送付先
会社名
所在地
部課名
担当者
電話
E-mail

ディスポーザ排水処理システム適合評価申込書（様式1-1）

平成 年 月 日

財団法人 茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター
理事長 細谷 勝志 殿

申請者 会社名 印
代表者名 印
所在地
電話

下記の件について、「適合評価申込概要書」及び「適合評価申込資料」の提出とともに、（財）茨城県薬剤師会公衆衛生検査センターが定める規定に従った適合評価費用を添えて適合評価を申し込みます。

記

1. 件名および型式名 用ディスポーザ排水処理システム 型
2. 評価区分 適合評価・同等性評価（戸建住宅用・集合住宅用）
性能評価・同等性評価（一般業務施設用・特定業務施設用）
個別物件適合評価
3. 申込区分 新規 追加・変更 その他（ ）
4. 評価類似案件の有無 無・有（3. 申込区分 追加・変更 その他 の場合）
ディスポーザ排水処理システム評価番号：
ディスポーザ部評価番号：
5. 連絡先 会社名
所在地
部課名
担当者
電話
E-mail
6. 評価手数料請求書送付先
会社名
所在地
部課名
担当者
電話
E-mail

評価・申込区分を選択して下さい

既に適合評価（審議）を受けている場合には、その番号を表記して下さい
（例：09T1234）